

さ情審査答申第225号
令和4年10月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年3月17日付けで貴職から受けた、「債権回収課が保有する、事故に関する行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年12月9日付け財債債第11274号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が相手方の車両の写真について不開示とした本件処分は妥当ではなく、同部分は開示されるべきであるが、その他の部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、該当職員の氏名及び相手方の車両の写真の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると以下のとおりである。

- (1) 職員の氏名は条例第7条第2号（ウ）に該当し、開示せよ。
- (2) 車両の写真から個人の特特定はできない（ナンバーは不開示）。
- (3) 誤った文書特定 of 瑕疵により本件処分は無効。
- (4) 平成26年度 財債債5992「顛末書と情報端末事故報告書兼顛末書の提出について」の特定漏れ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件は、異議申立人より、「債権回収課が保有する、事故に関する行政情報」の開示請求があり、事故報告関係の決裁である、「平成27年8月20日付け財債債007025車両事故報告書の提出について」、「平成27年9月14日付け財債債008068車両事故に係る示談の締結について」、「平成27年10月5日付け財債債008896、財債債008900車両事故に係る専決処分について」及び「平成27年10月9日付け財債債009364車両事故報告書の提出について」を特定し一部開示決定した。
- 2 そのうち、当該職員氏名及び相手方の車両の写真については、条例第7条第2号に該当するものとして不開示とする決定を行ったものである。なお、当該職員氏名については、通常公務員の氏名は本人の不利益がなければ開示だが、開示されることにより、当該職員の権利利益を害するおそれがあると思われたため不開示が妥当と考える。
- 3 相手方の車両の写真については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと思われ不開示が妥当と考える。
- 4 また、異議申立人の主張のあった、「財債債005992顛末書と情報端末等事故報告書兼顛末書の提出について」の特定漏れについては、本件開示請求にあたり、異議申立人との話の内容が、交通事故に特化したものであったため、特定した情報も交通事故に限定したが、情報端末事故についても請求内容の対象行政情報であるため再度特定し、異議申立人の主張を一部認容し開示する予定である。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成27年11月25日に行政情報開示請求を行った「債権回収課が保有する事故に関する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、車両事故に関する5件の情報を特定し、条例第7条第2号、第3号、第5号に該当すると判断した部分を不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は不開示とした部分のうち、職員の氏名は公務員であることから、また、車両の写真については写真からは個人は特定できないから、さらに、情報端末事故についての情報が特定されていないから開示すべきとの主張により、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 職員の氏名については、公にすることにより当該職員の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号ウには該当せず、不開示とした処分は妥当である。
- (2) 車両の写真については、本件の車両写真においては、特定の個人を識別することができるものではなく、又、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるとも言い難く、開示されるべきであり、不開示とした本件処分は妥当ではない。
- (3) なお、異議申立人は「情報端末等事故についての情報」が特定されていないとして開示を主張している。この点、実施機関は当該情報が請求内容の対象行政情報であることを認め、再度特定し開示する予定であるとのことであり、適切な処理がなされることを望む。

3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 3月17日	諮問の受理（諮問第420号）
②	令和 4年 6月16日	審議
③	令和 4年 8月 4日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 4年10月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)